

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年 3 月 27 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 23 号

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例（令和5年新潟市条例第36号）別表
西区の項の改正規定の施行期日は、令和7年4月1日とする。